

# 仙北市地域防災計画 概要版



令和7年5月  
仙北市

## 目次

### 仙北市の防災対策

- 1. 災害対策動員体制・・・・・・・・・・・・・P1
- 2. 避難情報発令・・・・・・・・・・・・・P4
- 3. 要配慮者対策・避難対策・・・・・・・・・・・・・P4
- 4. 避難所運営・・・・・・・・・・・・・P5
- 5. 支援物資に関わる業務・・・・・・・・・・・・・P5
- 6. 災害廃棄物の処理・・・・・・・・・・・・・P6
- 7. 被害認定調査・罹災証明書の交付・・・・・・・・・・・・・P7
- 8. 被災者支援・相談業務・・・・・・・・・・・・・P7
- 9. 観光客等への対策・・・・・・・・・・・・・P8
- 10. 広域避難対策・・・・・・・・・・・・・P9
- 11. 雪害対策・・・・・・・・・・・・・P10
- 12. 火山対策・・・・・・・・・・・・・P11

### 市民の防災対策

- 13. 市民の心得・・・・・・・・・・・・・P13
- 14. 自助・共助・・・・・・・・・・・・・P13
- 15. 市民主体の避難所運営・・・・・・・・・・・・・P15

## 仙北市の防災対策

### はじめに

仙北市地域防災計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定により、国の防災基本計画に基づき、仙北市防災会議が作成するもので、秋田県地域防災計画や、指定公共機関等の防災業務計画との整合を図り、一体的に運用する計画です。

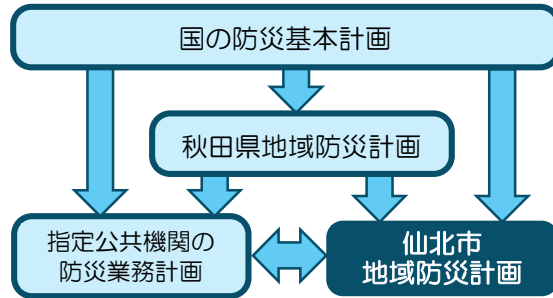


図 仙北市地域防災計画と上位・関連計画との関係(概念図)

### 1. 災害対策・動員体制

#### 1)基本方針

- ・災害発生時に市の全機能を有効に発揮し、市民の生命・身体の安全確保を第一として防災活動を推進する。



#### 2)予防対策

- ・市は、職員の配備体制や動員基準を事前に定め、迅速な初動体制が確保できるよう準備を行う。
- ・市は、災害対策本部の設置基準や運営方法について事前に定め、関係機関との連携体制を構築する。

#### 3)応急対策

- ・市長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害対策本部等を設置し、防災関係機関と連携して対応する。
- ・市は、災害の規模に応じて4段階(災害連絡室、災害警戒部、災害対策部、災害対策本部)の体制で対応し、職員を適切に動員する。

表 動員基準

| 動員種別            | 動員基準                                                  | 動員要員【参集場所】                        |
|-----------------|-------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 自主避難所を開設する場合の動員 | 災害連絡室を設置するとともに、今後の天候悪化(警報等発表)を予測して、市内に自主避難所を開設運営するとき。 | 自主避難所開設時の動員指定職員【庁舎・出張所又は指定避難所】    |
| 第1動員            | 災害警戒部を設置したとき                                          | 部長等【予め指定された庁舎又は登庁可能な最寄りの庁舎】       |
| 第2動員            | 1 災害対策部を設置したとき<br>2 災害警戒部の動員を強化すべきと市長が認めたとき           | 課長等以上の管理職【予め指定された庁舎又は登庁可能な最寄りの庁舎】 |
| 第3動員            | 災害対策本部を設置したとき                                         | 全職員【予め指定された庁舎又は登庁可能な最寄りの庁舎】       |

表 災害対策本部設置基準

| 名 称    | 設 置 基 準                                                                                                                                                                                                                                     | 構 成 員                                                                            |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 災害対策本部 | 1 災害救助法を適用する程度の災害が発生した場合<br>2 住民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は拡大するおそれがあり、市長の指示があった場合<br>3 気象台や関係機関から土砂災害警戒情報、大雨特別警報、暴風特別警報、大雪特別警報等が発表され、相当規模の災害が発生するおそれがあるとき又は発生したとき若しくは甚大な被害が発生したときで、市長の指示があった場合<br>4 市役所各庁舎付近の積雪が150cmを越え、今後とも増加すると見込まれる場合 | 本部長 市長<br>副本部長 副市長<br>本部員 教育長<br>危機管理監<br>各部長等<br>角館消防署長<br>消防団長<br>仙北警察署<br>担当者 |
| 災害対策部  | 1 相当規模の災害が発生し、又は拡大するおそれがあり、副市長の指示があった場合<br>2 気象台や関係機関から洪水警報、大雨警報、暴風警報、大雪警報等が発表され、防災対策上、副市長の指示があった場合<br>3 市役所各庁舎付近の積雪が100cmを越え、今後とも増加すると見込まれる場合                                                                                              | 部長 副市長<br>部員 危機管理監<br>各部長等<br>角館消防署長<br>消防団長<br>仙北警察署<br>担当者                     |
| 災害警戒部  | 1 気象台や関係機関から洪水注意報、大雨注意報、風雪注意報等が発表されたときで、防災対策上、危機管理監が必要と認め場合                                                                                                                                                                                 | 部長 危機管理監<br>部員 指定職員等                                                             |
| 災害連絡室  | 1 気象台や関係機関から早期注意情報が発表されたときで、防災対策上、総合防災課長の指示があった場合<br>2 異常気象、異常その他の場合で防災対策上、総合防災課長が必要と認めた場合                                                                                                                                                  | 室長 総合防災課長<br>室員 指定職員                                                             |

## 仙北市の防災対策

| 部の名称          | 班の名称    | 班 長                                                                         | 構 成                                                          |
|---------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 総務部           | 総務班     | 総務課長                                                                        | 総務課（職員係を除く）・契約検査室<br>総合情報センター                                |
|               | 受援班     | 職員係長                                                                        | 総務課職員係                                                       |
|               | 総合防災班   | 総合防災係長                                                                      | 総合防災課                                                        |
|               | 財政班     | 財政課長                                                                        | 財政課・管財課                                                      |
|               | 税務班     | 税務課長                                                                        | 税務課・収納推進課・固定資産税調査室                                           |
|               | 地域班     | 田沢湖市民センター所長<br>角館市民センター所長<br>西木市民センター所長                                     | 田沢湖市民センター・田沢出張所・神代出張所<br>角館市民センター<br>西木市民センター・上桧木内出張所・桧木内出張所 |
| 企画部           | 企画政策班   | 企画政策課長                                                                      | 企画政策課・まちづくり課                                                 |
| 市民福祉部         | 国保市民班   | 国保市民課長                                                                      | 国保市民課・神代診療所<br>生活環境課                                         |
|               | 社会福祉班   | 社会福祉課長                                                                      | 社会福祉課                                                        |
|               | こども家庭班  | こども家庭センター所長                                                                 | こども家庭センター・保育園等                                               |
|               | 長寿支援班   | 長寿支援課長                                                                      | 長寿支援課・包括支援センター・にしき園                                          |
| 観光文化<br>スポーツ部 | 観光班     | 観光課長                                                                        | 観光課                                                          |
|               | 交流デザイン班 | 交流デザイン課長                                                                    | 交流デザイン課                                                      |
|               | 文化財班    | 文化財課長                                                                       | 文化財課                                                         |
|               | スポーツ振興班 | スポーツ振興課長                                                                    | スポーツ振興課                                                      |
| 農林商工部         | 農業振興班   | 農業振興課長                                                                      | 農業振興課                                                        |
|               | 農林整備班   | 農林整備課長                                                                      | 農林整備課                                                        |
|               | 商工班     | 商工課長                                                                        | 商工課・角館樺細工伝承館                                                 |
| 建設部           | 建設班     | 建設課長                                                                        | 建設課                                                          |
|               | 上下水道班   | 上下水道課長                                                                      | 上下水道課                                                        |
| 出納部           | 会計班     | 会計課長                                                                        | 会計課                                                          |
| 教育部           | 学校教育班   | 教育総務課長                                                                      | 教育総務課<br>学校教育課<br>北浦教育文化研究所                                  |
|               | 生涯学習班   | 生涯学習課長                                                                      | 生涯学習課                                                        |
| 医療部           | 医療管理班   | 医療管理課長                                                                      | 医療管理課                                                        |
|               | 角館診療班   | 角館総合病院院長                                                                    | 角館総合病院診療部・看護部                                                |
|               | 角館医事班   | 角館総合病院事務長                                                                   | 角館総合病院事務部                                                    |
|               | 田沢湖診療班  | 田沢湖病院院長                                                                     | 田沢湖病院                                                        |
|               | 田沢湖医事班  | 田沢湖病院事務長                                                                    | 田沢湖病院事務局                                                     |
| 警防部           | 警防班     | 消防団副団長<br>角館消防署副署長                                                          | 消防団<br>角館消防署・田沢湖分署・西木分署                                      |
|               | 協力班     | 議会事務局・監査委員事務局・選挙管理委員会事務局・農業委員会事務局・公民館・平福記念美術館・図書館・市民会館・学習資料館・小学校・中学校・給食センター |                                                              |

図 仙北市災害対策本部組織図

## 2. 避難情報発令

### 1) 基本方針

- ・人命の安全を第一に、避難情報を適切なタイミングで発令し、市民等の安全な避難を確保する。

### 2) 予防対策

- ・市は、避難情報の判断基準や伝達方法を事前に定め、防災行政情報伝達システム等の情報伝達手段を整備する。
- ・市は、土砂災害警戒区域等の危険箇所や避難場所等について、市民や観光客等への周知を徹底する。

### 3) 応急対策

- ・市長は、気象情報や現地の状況を総合的に判断し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を適切なタイミングで発令する。
- ・市は、防災行政情報伝達システム、安全安心メール、緊急速報メール等の多様な手段で避難情報を伝達し、外国人には多言語で情報提供する。

## 3. 要配慮者対策・避難対策

### 1) 基本方針

- ・高齢者や障がい者等の要配慮者の安全確保を最優先に、適切な避難支援を実施する。

### 2) 予防対策

- ・市は、避難行動要支援者名簿と個別避難計画を作成し、避難支援等関係者と情報共有を図る。
- ・市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難確保計画の作成や避難訓練の実施を促進する。



### 3) 応急対策

- ・市は、避難行動要支援者名簿を活用し、消防、警察、自主防災組織等と連携して要配慮者の避難支援を実施する。
- ・市は、福祉避難所を開設し、要配慮者の特性に応じた支援を提供する。

## 4. 避難所運営

### 1) 基本方針

- ・避難者の良好な生活環境を確保し、要配慮者や女性にも配慮した避難所運営を実施する。

### 2) 予防対策

- ・市は、避難所運営マニュアルを作成し、自主防災組織等と連携した運営体制を構築する。
- ・市は、避難所における感染症対策用品や非常用電源設備等の必要な資機材を事前に整備する。

### 3) 応急対策

- ・市は、避難所の安全確認を行い、自主防災組織等と協力して避難所を開設・運営する。
- ・市は、避難所運営に女性も参画させ、多様な視点や性暴力防止等に配慮した運営を行う。
- ・市は、外国人観光客に対して、多言語による情報提供や通訳ボランティアの配置等の支援を行う。



## 5. 支援物資に関わる業務

### 1) 基本方針

- ・被災者に必要な物資を迅速かつ確実に供給する体制を確保する。

### 2) 予防対策

- ・市は、食料・生活必需品等の備蓄計画を策定し、計画的な備蓄を進める。
- ・市は、事業者との物資供給に関する協定を締結し、調達体制を整備する。

### 3) 応急対策

- ・市は、避難所等における物資の需要を把握し、県や協定事業者と連携して必要な物資を調達・供給する。
- ・市は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、国や県と物資需給に関する情報を共有する。



## 6. 災害廃棄物の処理

### 1) 基本方針

- ・市は、仙北市災害廃棄物処理計画に基づき、被災地域における生活ごみ、し尿、がれき、環境汚染が懸念される廃棄物の収集・処理を迅速に実施し、地域の環境衛生の保全を図る。

### 2) 予防対策

- ・市は災害規模（小規模、中規模、大規模の3段階）に応じた処理フローに基づき、仮置場の確保や処理・処分を行う。
- ・仮置場は公園、グラウンド、公民館等の公有地や未利用工業団地を候補地とし選定する。

### 3) 応急対策

- ・市は発災直後、廃棄物処理施設の被害状況、がれきの発生見込み、避難所の開設状況等から仮設トイレの必要数を見積もり、情報収集を重点的に実施する。



- ・市は関係業者と連携して、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民や NPO・ボランティア等への分別・排出方法等の広報・周知を進める。
- ・市は、早期復旧を目指し、がれき処理について、道路啓開等に支障となるものを優先的に収集・運搬して処理を行う。
- ・市は、木材やコンクリート等のリサイクル率向上に努める。

## 7. 被害認定調査・罹災証明書交付

### 1) 基本方針

- ・被災者の生活再建支援の基礎となる罹災証明書を迅速に交付する。

### 2) 予防対策

- ・市は、被害認定調査の担当者を育成し、他の地方公共団体等との応援協定を締結する。
- ・市は、罹災証明書交付業務を支援するシステムの活用について検討する。

### 3) 応急対策

- ・市は、被害認定調査を行い、調査結果に基づき罹災証明書を遅滞なく交付する。
- ・市は、被災者の被害状況や支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に活用し、効率的な実施に努める。

## 8. 被災者支援・相談業務

### 1) 基本方針

- ・民生安定化に向け、各種貸付・支援金支給、就業斡旋、租税の徴収猶予・減免、住宅資金貸付、金融機関の金融措置等に関する対策を講じる。
- ・市及び県は、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用し、きめ細やかな支援を行う。



### 2) 予防対策

- ・市は被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。
- ・市及び県は、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境整備に努める。



### 3) 応急対策

- ・被災者生活再建支援法に基づき、対象となる自然災害によって全壊、大規模半壊、中規模半壊した世帯等に対して、基礎支援金（最大 100 万円）と加算支援金（最大 200 万円）を支給し、被災者の自立した生活の再建を支援する。
- ・市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行う。

## 9. 観光客等への対策

### 1) 基本方針

- ・年間約 356 万人の観光客が訪れる観光地として、観光客および外国人の安全確保を図る。
- ・多言語での情報提供体制を整備し、迅速に避難誘導を行う。



### 2) 予防対策

- ・市は、観光施設、宿泊施設、駅、コンビニ、ガソリンスタンド等にハザードマップを提示し観光客への防災情報周知に努める。
- ・田沢湖・角館観光協会と連携して、観光庁監修の災害時情報提供アプリ「Safety tips」（15 言語対応）の周知を行い、プッシュ通知での避難情報等の受信体制を整備する。

- 避難所の標識について、外国語を付記して掲示するなど、外国人観光客に配慮した整備を行う。



図 Safety tips の画面（出典；観光庁ホームページ）

## 2) 予防対策

- 市は、大規模災害が発生するおそれがある場合、他市町村への円滑な広域避難が可能となるよう、他市町村との応援協定の締結や、具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

## 3) 応急対策

- 市は、災害が発生するおそれがある場合において、他市町村への広域的な避難が必要であると判断した場合は、事前に締結している相互応援等の協定に基づき、協定の相手方に受入れを要請する。
- 国、県、市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

## 3) 応急対策

- 市は、観光客への広報について、仙北市防災行政情報伝達システム、安全安心メール及び市のホームページを活用するほか、田沢湖・角館観光協会を通じて地元旅館事業者、観光業者等に依頼して行う。
- 市は、観光客(外国人含む)に対し、国際交流関係機関や自主防災組織等と連携し、避難生活に関わる支援を行う。
- 外国人に対しては、多言語による情報提供を実施するとともに、交通機関の復旧状況等の情報を提供する。

## 10. 広域避難対策

### 1) 基本方針

- 市は大規模災害発生のおそれがある場合、市民の安全確保のため広域避難体制を整える。
- 市は他市町村との応援協定締結を通じて、広域避難の実効性を高める。

## 11. 雪害対策

### 1) 基本方針

- 特別豪雪地帯に指定されている地域特性を踏まえ、人的被害の防止と地域経済の停滞防止を図る。
- 冬期の交通確保と雪崩防止対策を重点的に実施する。

## 2) 予防対策

- 市は、バス路線や通学路を主体とした幹線道路の優先的な除排雪計画を策定し、末端道路も含めた冬期交通の確保を図る。
- 高齢者世帯等の雪下ろし事故防止のため、命綱固定アンカーの設置や安全な除排雪作業の普及啓発を実施する。

### 3) 応急対策

- ・孤立するおそれのある集落に対して、急病人、出産、食料の緊急補給等の対応や通信連絡の確保について関係機関との協力体制を整備する。
- ・市、県、国は、幹線道路上での車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止めを行うよう努める。
- ・道路管理者等は、積雪による立ち往生が生じた場合、滞留車両の乗員へ救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。



### 3) 応急対策

- ・市は火山活動の状況に応じ、災害警戒部(レベル 1)、災害対策部(レベル 2)、災害対策本部(レベル 3 以上)を設置し、関係機関と連携して情報収集や避難誘導等の応急対策を行う。
- ・市は、避難情報について、防災行政情報伝達システム、安全安心メール、緊急速報メール及び広報車等を活用して周知する。
- ・市は、関係機関等と連携し、避難経路の要点に誘導員を配置し、速やかな避難を促す。警戒範囲内の登山者等は直ちに警戒範囲外へ避難させる。
- ・突発的な噴火による噴石の飛散がある場合、登山者等は急いで火口から離れる方向へ避難するとともに、緊急退避場所や大きな岩陰等の身を隠すことができる場所に緊急退避することとする。



## 12. 火山対策

### 1) 基本方針

- ・仙北市は秋田駒ヶ岳及び秋田焼山の 2 つの活火山を有し、特に秋田駒ヶ岳周辺は乳頭温泉郷など県内屈指の観光地を抱えている。
- ・市は、関係機関と連携し、火山防災に関する諸施設の整備等を進めるとともに、避難が速やかに行える環境を整備する。



### 2) 予防対策

- ・市は県と連携し、避難計画を踏まえ、退避壕・退避舎の必要性や設置可否を検討し、警戒避難体制を整備する。
- ・市は観光施設、宿泊施設、駅等の公共交通機関、コンビニ等において火山防災マップの提示や観光客用リーフレットの配布を行い、観光客等への火山防災知識の普及啓発を行う。
- ・市は、住民や観光客への情報提供に向け、防災行政情報伝達システム、市公式 LINE、安全安心メール等を活用した情報伝達体制を整備する。

表 災害対策本部設置基準

| 名 称         | 設 置 基 準                                                                                            | 構 成 員                                                                            |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 災 害<br>対策本部 | 秋田駒ヶ岳及び秋田焼山とも気象庁から噴火警戒レベル3以上が発せられた場合                                                               | 本部長 市長<br>副本部長 副市長<br>教育長<br>本部員 危機管理監<br>各部長等<br>角館消防署長<br>消防団長<br>仙北警察署<br>担当者 |
| 災 害<br>対策部  | 秋田駒ヶ岳及び秋田焼山とも気象庁から噴火警戒レベル2が発せられた場合                                                                 | 部長 副市長<br>副本部長 総務部長<br>部員 危機管理監<br>各部長等<br>角館消防署長<br>消防団長<br>仙北警察署<br>担当者        |
| 災 害<br>警戒部  | 秋田駒ヶ岳及び秋田焼山とも気象庁から噴火警戒レベル1の他、観測データ等の急激な変化や噴気異常、火山性微動・有感地震の頻発等、客観的事象により噴火の予兆が確認された旨の臨時の解説情報が発表された場合 | 部長 部員 危機管理監<br>指定職員等                                                             |

### 13. 市民の心得

#### 1) 基本方針

- ・「自らの安全は、自らが守る」という自助の意識を持ち、地域の災害リスクと避難行動について理解する。



#### 2) 予防

- ・市民は、地域の災害危険箇所（土砂災害警戒区域等）を把握し、避難場所や避難経路、避難のタイミングについて理解を深めておく。
- ・「最低 3 日間、推奨 1 週間」分の非常食糧、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等を備蓄し、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等の身の回り品と貴重品を準備しておく。

#### 3) 応急

- ・防災行政情報伝達システム、安全安心メール、市公式 LINE、緊急速報メール等から正確な情報を入手し、デマに惑わされないよう行動する。
- ・避難する際は、周囲の状況を確認し、狭い路地、壁ぎわ、がけ、川べりには近寄らず、山崩れやがけ崩れに注意して行動する。
- ・避難が必要な場合は、市や防災関係機関からの避難情報に従い、安全な避難場所へ速やかに移動する。特に警戒レベル 4 の避難指示が発令された場合は、危険な場所から必ず避難する。

### 14. 自助・共助

#### 1) 基本方針

- ・防災の基本理念である「自助・共助・公助」のもと、市民一人ひとりが日頃から災害に対する備えと心掛けを持つとともに、地域の自主防災組織等による共助の体制を整える。



### 2) 予防対策

- ・市は、町内会等の自治組織に防災活動を組み入れ、自主防災組織としての体制確保を目指す。
- ・自主防災組織は、消火訓練、避難訓練、救出救護訓練等の地域の実情に合わせた訓練の定期的な実施に努める。
- ・自主防災組織は、要配慮者（高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児・外国人等）の把握に努め、地域全体で支援する体制を整える。



### 3) 応急対策

- ・自主防災組織が中心となり、被害情報や住民の安否情報を収集し、市や消防団等の関係機関と連携して、正確な情報を地域住民に伝達する。
- ・自主防災組織は、火災発生時は初期消火活動を行うとともに、負傷者発生時は応急手当を行い、建物等の下敷きになった住民がいる場合は、資機材を活用して救出活動を行う。

表 避難情報と発令基準

| 種別     | 基準                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自主避難   | ①高齢者等避難等の発令を待つことなく身に危険が切迫していると個々に感じた時                                                                                                                                                                                                                                                |
| 高齢者等避難 | ①避難指示発令の可能性が大きいと判断される時<br>(特に避難行動要支援者に通知)                                                                                                                                                                                                                                            |
| 避難指示   | ①火山噴火が発生し、又は予想され、人的被害が生ずるおそれのある時<br>②地震が発生し、建物、擁壁等の崩壊、又は余震により人的被害が生ずるおそれのある時<br>③土砂災害、特にがけ崩れ(急傾斜地の崩壊)、土石流、地すべり等の発生が予想され、避難を要すると判断される時<br>④短時間に多量の雨が降り、河川が増水して、氾濫注意水位を突破し、人的被害が生ずるおそれのある時<br>⑤同時多発火災が発生し、延焼拡大の危険があり人的被害が発生するおそれのある時<br>⑥危険物等が流出し、爆発、炎上等の災害が発生し、又は予想され、人的被害が生ずるおそれのある時 |
| 緊急安全確保 | 避難指示より状況が悪化し、被害が発生していると認められる時                                                                                                                                                                                                                                                        |

## 市民の防災対策

### 15. 市民主体の避難所運営

#### 1) 基本方針

- 市民自らが「自助・共助」の精神で避難所の運営に主体的に参画することが重要である。



#### 2) 予防対策

- 市民は、自主防災組織を通じて、避難所運営に関する訓練に積極的に参加し、避難所での役割分担や生活ルールについての理解を深めておく。

#### 3) 応急対策

- 避難者は、避難所において自治的な組織を立ち上げ、被災者同士が相互に助け合いながら、主体的に避難所運営に関わる体制を早期に確立する。
- 避難者は、避難所における市等からの情報の伝達、食料や物資の配給等について、避難者を含む地域の自主防災組織等と協力して実施する。
- 避難者は、女性や子ども、高齢者、障害者など多様な視点に配慮し、性暴力・DV 発生防止等に留意し、良好な避難所生活の環境確保に努める。

表 指定避難所一覧

| 地区名 | 施設名         | 災害種別ごとの使用の可否 |      |          |        |      |      |
|-----|-------------|--------------|------|----------|--------|------|------|
|     |             | 洪水時          | 土砂災害 | 地震       | 大規模な火事 | 内水氾濫 | 火山現象 |
| 田沢  | 田沢市民体育館     | ○            | ×    | ○        | ○      | —    | ○    |
|     | 田沢交流センター    | ○            | ×    | 体育館<br>○ | ○      | —    | ○    |
| 生保内 | 仙北市役所田沢湖庁舎  | ○            | ○    | ○        | ○      | —    | ○    |
|     | 田沢湖総合開発センター | ○            | ○    | ○        | ○      | —    | ○    |
|     | 田沢湖健康増進センター | ○            | ○    | ○        | ○      | —    | ○    |
|     | 仙北市市民会館     | ○            | ○    | ○        | ○      | —    | ○    |
|     | 生保内市民体育館    | ○            | ×    | ○        | ○      | —    | ○    |
|     | 生保内武道館      | ○            | ○    | ○        | ○      | —    | ○    |
|     | 生保内中学校      | ○            | ○    | ○        | ○      | —    | ○    |
|     | 生保内小学校      | ○            | ○    | ○        | ○      | —    | ○    |
| 神代  | 仙北市就業改善センター | ○            | ○    | ○        | ○      | —    | ○    |
|     | 神代市民体育館     | ○            | ○    | ○        | ○      | —    | ○    |

| 地区名  | 施設名               | 災害種別ごとの使用の可否 |      |    |        |      |      |
|------|-------------------|--------------|------|----|--------|------|------|
|      |                   | 洪水時          | 土砂災害 | 地震 | 大規模な火事 | 内水氾濫 | 火山現象 |
| 神代   | 神代武道館             | ○            | ○    | ○  | ○      | —    | ○    |
|      | 神代中学校             | ○            | ○    | ○  | ○      | —    | ○    |
|      | 神代小学校             | ○            | ○    | ○  | ○      | —    | ○    |
| 角館   | 角館交流センター          | ○            | ○    | ○  | ○      | —    | ○    |
|      | 健康管理センター          | ×            | ○    | ○  | ○      | —    | ○    |
|      | 角館樺細工伝承館          | ×            | ○    | ○  | ○      | —    | ○    |
|      | 角館公民館             | ○            | ○    | ○  | ○      | —    | ○    |
|      | 県立角館高等学校          | ×            | ○    | ○  | ○      | —    | ○    |
|      | 県立角館高等学校（定時制）     | ×            | ○    | ○  | ○      | —    | ○    |
|      | 県立大曲支援学校せんぼく校     | ×            | ○    | ○  | ○      | —    | ○    |
|      | 角館中学校             | ×            | ○    | ○  | ○      | —    | ○    |
|      | 角館小学校             | ○            | ○    | ○  | ○      | —    | ○    |
|      | かくのだてこども園         | ○            | ○    | ○  | ○      | —    | ○    |
| 中 川  | 中川コミュニティセンター      | ○            | ○    | ○  | ○      | —    | ○    |
|      | 中川保育園             | ○            | ○    | ○  | ○      | —    | ○    |
| 雲 沢  | 雲沢集落センター          | ×            | ○    | ○  | ○      | —    | ○    |
|      | 雲沢トレーニングセンター      | ×            | ○    | ○  | ○      | —    | ○    |
|      | 下延コミュニティセンター      | ×            | ○    | ○  | ○      | —    | ○    |
|      | 八割コミュニティセンター      | ○            | ○    | ○  | ○      | —    | ○    |
|      | 角館西保育園            | ×            | ×    | ○  | ○      | —    | ○    |
|      | 花葉館               | ○            | ○    | ○  | ○      | —    | ○    |
| 白 岩  | 白岩コミュニティセンター      | ○            | ○    | ○  | ○      | —    | ○    |
|      | 白岩小百合保育園          | ○            | ○    | ○  | ○      | —    | ○    |
| 西明寺  | 仙北市役所西木庁舎         | ○            | ○    | ○  | ○      | —    | ○    |
|      | 中央公民館（西木総合開発センター） | ○            | ○    | ○  | ○      | —    | ○    |
|      | 西木コミュニティセンター      | ×            | ○    | ○  | ○      | —    | ○    |
|      | 西木コミュニティセンター体育館   | ×            | ○    | ○  | ○      | —    | ○    |
|      | 西明寺中学校            | ○            | ○    | ○  | ○      | —    | ○    |
|      | 西明寺小学校            | ×            | ○    | ○  | ○      | —    | ○    |
|      | 西木温泉クリオン          | ×            | ○    | ○  | ○      | —    | ○    |
|      | かたくり館             | ×            | ×    | ○  | ○      | —    | ○    |
| 桧木内  | 桧木内地区公民館（桧木内出張所）  | ○            | ×    | ○  | ○      | —    | ○    |
|      | 西木林業総合センター        | ○            | ○    | ○  | ○      | —    | ○    |
|      | 西木総合健康増進センター      | ○            | ○    | ○  | ○      | —    | ○    |
|      | 桧木内中学校            | ○            | ×    | ○  | ○      | —    | ○    |
|      | 桧木内小学校            | ○            | ×    | ○  | ○      | —    | ○    |
| 上桧木内 | 紙風船館              | ×            | ○    | ○  | ○      | —    | ○    |
|      | 多世代交流施設山鳩館        | ○            | ×    | ○  | ○      | —    | ○    |